

令和7年 第7回農業委員会議事録

令和7年7月25日午前10時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

	2番	近藤 剛	3番	沼澤 克己	
4番	五十嵐 純一	5番	西塚 孝也	6番	西塚 孝也
7番	高橋 央	8番	星川 敬夫	9番	大崎 清孝
10番	後藤 一彦	11番	本間 俊悦	12番	伊勢村 孝之
13番	石川 富士太郎	14番	笹原 光政	15番	小松 栄作
16番	齋藤 吉勝	17番	山口 栄子	18番	鈴木 藤光
19番	星川 礼子				

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

4番 (五十嵐 純一) 13番 (石川富士太郎) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局主査兼係長	富樫 久芳
事務局主事	菅野 幹太		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第11号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第29号 非農地証明願について

議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

令和7年 第7回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第7回通常総会を7月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 田中局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席ください。4番五十嵐純一委員、13番五十嵐富士太郎委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。7月に入ってから雨が降らず、たいへん暑い日が長く続いておりますが、体調を崩さないように十分気を付けていただきたいと思います。一方で本市の特産の尾花沢すいかも天気が良いので、高値で販売されていると聞きうれしく思います。また、雨が降らないので田の生育が心配ですけれども、繰り返しますが、この暑さで体を壊さないように、十分気を付けて作業していただきますようお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 田中局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和7年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番西塚喜行委員、6番西塚孝也委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は1件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、同人へ貸借予定であります。議第28号No.5です。当初契約時に反あたり2俵で契約をしておりましたが、相続を機に契約を見直したものです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第11号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件です。

2頁のNo.1から4までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の高齢化による経営縮小が2件、その他贈与によるものが2件です。

4頁が賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが1件です。

No.1からNo.5は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、農業関係法令の種苗法の育成者権違反や農薬取締法の違反、農振法、農地法違反がないと申告を受けております。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第29号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第6班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

(3番 沼澤克己委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第6班主任、沼澤克己委員の報告・説明を求めます。

(3番 沼澤克己委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時19分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年7月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員

議事録署名委員
